

いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等の対策についての基本的な考え方

「三条市立大島小学校いじめ防止基本方針」は、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、大島小学校のいじめ防止等の対策を効果的に推進するために策定するものである。いじめの防止等の対策は、全ての児童に関係する問題であり、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に意欲的に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨とする。

いじめは、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることから、いじめを行わないことのみならず、いじめを認識しながら、傍観したりすることがないよう、すべての児童がいじめは決して許されない行為であることを十分に理解し、行動できるようにする。いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、また、当該児童を徹底して守る。大島小学校は国、地方公共団体、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの背景にも目を向け、いじめ問題の克服に取り組む。

2 いじめの定義について

「いじめ防止対策推進法」第2条より

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ類似行為の定義」（県条例第2条2項）

「いじめ類似行為」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性（がいぜんせい）の高いもの」（※1）とされている。

（※1） 具体的ないじめ類似行為の例

- ・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

3 いじめ防止等のための組織

- (1) 名 称 この組織を「大島小学校いじめ防止推進校内委員会」とする。
- (2) 構成員 校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、当該学級担任、
スクールカウンセラーを構成員とする。

※事案によっては、警察のスクールサポーター、学校運営協議会委員、PTA役員、
自治会役員等を特別構成員とする。

※スクールサポーターとスクールカウンセラーは市教委が直接依頼する。

(3) 組織の具体的な役割

- ・いじめ未然防止のためいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめの早期発見のためいじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・学園いじめ対策委員会と連携する役割

4 いじめ防止のための手立て

(1) いじめ防止のための基本姿勢

- ・「全職員で、全児童を指導すること」を基本姿勢として、それぞれの立場で児童の実態を的確に捉え、共通理解を図る。
- ・児童一人一人のよさや個性を認め伸ばす言動を心がけ、全ての児童が安心でき、自己肯定感や自己有用感を高められる学校生活づくりに努める。
- ・教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を育てる。

(2) いじめ防止学習プログラムに基づく年間予定

大島小学校では、学校教育活動の全般をいじめ防止学習プログラムの視点で位置付ける。「生徒指導年間計画」を指導の中心とし、年間の活動を通して、児童同士の人間関係づくり、いじめ防止のための基本的な資質の育成を促す活動を計画する。

月	児童の活動予定（☆は小中一貫教育の取組）
4月	入学式 地域子ども会 ☆おおじま学園おはよう Day
5月	子どもを語る会① 運動会
6月	スポーツテスト 学校生活アンケート 修学旅行 深めよう絆スクール集会 市教委作成「学校生活アンケート」① 教育相談
7月	地域子ども会
9月	☆おおじま学園おはよう Day② ☆おおじま学園自然教室 子どもを語る会② ☆おおじま学園ブラボーDay

10月	市教委作成「学校生活アンケート」② 教育相談
11月	☆大島中体験入学 みのり祭り
12月	地域子ども会 ウィンターフェスティバル (幹事校：R7 大島小・R8 須頃小)
1月	校内書初大会
2月	☆中学校入学説明会 6年生とふれあい週間 子どもを語る会③ 6年生を送る会
3月	地域子ども会 卒業証書授与式

(3) 社会性育成のための取組

「いじめはどの子どもにも起こりうる」という事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する教育活動に取り組む。

未然防止の基本は、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。さらに、教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

- ・社会性の育成…異学年交流活動・小中一貫教育に基づく小中交流活動・小小交流活動
(ブラボーDay、深めよう絆スクール集会、学園行事等)
- ・学級づくり…SSTを取り入れた人間関係づくり学習(道徳科の年間指導計画に沿って、各学年で行う。あいさつに関しては全校で実施。)
所属感や自己有用感を高める学級づくりの取組
市教委作成「学校生活アンケート」(年2回)による実践の考察
- ・授業づくり…「三条市授業スタンダード」を踏襲した問題解決的な学習
授業のユニバーサルデザイン化、授業規律の明確化
- ・道徳教育…体験的活動による豊かな感性の醸成、思いやりや命を大切にする心、自己有用感等の道徳性を育む役割演技を活用した道徳科の授業実践
- ・福祉教育…学校周辺の福祉施設(おおじまの里)との交流活動

5 いじめの早期発見のための手立て

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。このことを教職員は認識し、ささいな兆候と思われる場合であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。アンケート調査や個人面談において、児童が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものである。児童からの相談に対しては、迅速に対応する。

- ・ 日常的な情報交換…児童理解のための年3回の「子どもを語る会」の実施
毎週木曜日の職員集会での気になる児童の情報交換
学警連会議への出席（生活指導主任）
- ・ いじめ実態調査 …学校生活アンケート
- ・ 教 育 相 談 …年2回の教育相談週間の実施、日常的な声かけ
- ・ WEBQU …学級満足度、学校生活意欲度、ソーシャルスキルの診断
- ・ カウンセリング …県教委派遣スクールカウンセラー等による相談

6 いじめ認知後の措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめを受けたとされる児童やいじめを知らせてきた児童の安全を最優先に掲げ、当該児童を守り通すことを目指す。いじめを行ったとされる児童に対しては当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

これらの対応について、迅速かつ適切な全教職員による共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。緊急事態は速やかに関係機関への通報を行うことを原則とする。※令和6年1月23日 「いじめの認知の報告」方法が変更

0	いじめの認知➡管理職、生徒指導主任へ報告
1	その日のうちに市教委に第1報 ※いじめかどうか疑わしい場合でも報告する。
2	いじめ認知報告書【速報一覧表】記載
3	いじめ防止等の対策組織での協議・指導方法の決定と対策の練り直し ※対策組織の方針を、児童への直接的な指導支援に生かし、状況に応じて常に対策組織に現状としての情報が速やかに伝達されるよう留意する。
4	全職員の共通理解
5	担当教諭による、被害児童生徒と加害児童生徒及びその保護者等への聞き取りや指導を行う。いじめ認知報告書を作成し、次のフォルダに提出。 ★LGWAN共有フォルダ➡00全校共有➡200教育委員会➡202学校教育課➡各校提出用フォルダ➡自校フォルダ➡いじめ認知報告➡01いじめの認知（パスワード不要）
6	関係する児童への聞き取りやアンケート、全児童への指導
7	保護者との協議 必要に応じて関係機関との連携（警察、スクールカウンセラー等） ※警察との相談や通報が必要な事案は速やかに行う。
8	当該児童への指導及び支援活動
9	全校の保護者、児童への啓発活動
10	収束判断の観点 ※3ヶ月が経過し、被害児童がいじめの解消を自覚し、関係児童との関係が良好になっているかを観点とする。 ※いじめの解消確認後、上記の★印の「いじめ認知報告」02いじめの解消 提出

7 いじめの重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

- ① いじめにより大島小学校に在籍する児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき。

※「生命、心身又は財産に重大な被害」は、以下を例にして児童の状況に着目して判断する。

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

- ② いじめにより大島小学校の児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

※児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、重大事態と捉えるものとする。

※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告等に当たる。

(2) 重大事態としての認知と調査

① 重大事態の認知

いじめの認知があった場合には、そのすべてを教育委員会に報告する。その中にあって、重大事態であるか否かの判断を教育委員会に仰ぐ。

② 重大事態の調査及び対応

重大事態については教育委員会がその事態に対処するとともに、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、調査組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。その場合の調査の実務は当該学校が担当する。

教育委員会はその調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を学校とともに適切に提供するものとする。

8 その他の学校の取組

- (1) いじめの防止等に関わる職員研修を定期的に行う。
- (2) いじめ防止等のため、学校運営協議会、PTA、同窓会、自治会と連携していじめ防止等のための取組を強化する。
- (3) 警察等の関係機関との連携を密に、いじめ防止等に係る取組を強化する。
- (4) いじめ防止等にかかる上記の取組については、「大島小学校いじめ防止推進会議」において、PDCAサイクルにより取組の評価と改善を毎年行う。
- (5) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置付ける。